

## 開発行為等の事前協議における下水道管布設工事の実施基準

### 1. 実施基準の適用

本実施基準は、開発行為によって築造される下水道施設のうち、帰属又は寄附されるものについて適用するものです。

### 2. 帰属又は寄附

下水道施設の帰属又は寄附は、実施基準に基づき築造された施設で、以下に挙げる土地に設置されるものを対象とします。

- ・ 開発区域外の既存の公道（国、県、地方自治体の土地であること）
- ・ 開発後に前橋市に帰属又は寄附される道路
- ・ 開発後に前橋市に帰属又は寄附される幅員 2.0m 以上の通路

※ 取付管については宅地内の第一ます手前までとする。

※ 外観が道路であっても宅地延長部分は、宅地内の排水設備となり、帰属又は寄附の対象とはなりません。宅地内の排水設備については下水道整備課排水設備係と協議して下さい。

### 3. 管種・管径

下水道計画上決定されているものに対しては、決定事項に準ずる。

管種は特に定めないが、基本的には下水道用リブ付硬質塩化ビニル管（JSWAS K-13）を使用する。また、最小管径は、分流区域で内径 200 mm、合流区域では内径 250 mmとする。

### 4. 流速・勾配

汚水管の流速については、「下水道施設計画・設計指針と解説」のとおり 0.6m/s～3.0m/s の範囲とする。したがって勾配は、塩ビ管（φ200）の場合、最小 3.0‰～最大 45.0‰とするが、理想的な勾配は 1.0m/s～1.8m/s 程度であることから、極力 6.0‰～18.0‰で計画することが望ましい。計画を策定するにあたり、下水管内に沈殿物が堆積するのを防止するため、勾配は下流に行くに従い緩くするように努める。

### 5. 最小土被り

前橋市浅層埋設基準により、内径 300 mm 以下の下水道管最小土被りは、1.0 mとする。なお、他市道及び県道等の場合は、別途その基準に従うこと。

## 6. マンホール

マンホールは、内径 900 mm組立式人孔（1号）を基本とするが、中間点・起点で維持管理上支障のない場合は、内径 300 mm小型人孔（小型）とすることが出来る。ただし、小型人孔の連続はしないこと。（会合点等については、1号とする。）

既設管への接続部にはマンホールを設けることとするが、1号人孔以上を原則とする。

### §2.7.1 マンホールの配置

マンホールは、次の各項を考慮して定める。

#### (1) 設置箇所

マンホールは、維持管理のうえで必要な箇所、管きよの起点及び方向又はこう配が著しく変化する箇所、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管きよの会合する箇所に必要に応じて設ける。

#### (2) 設置間隔

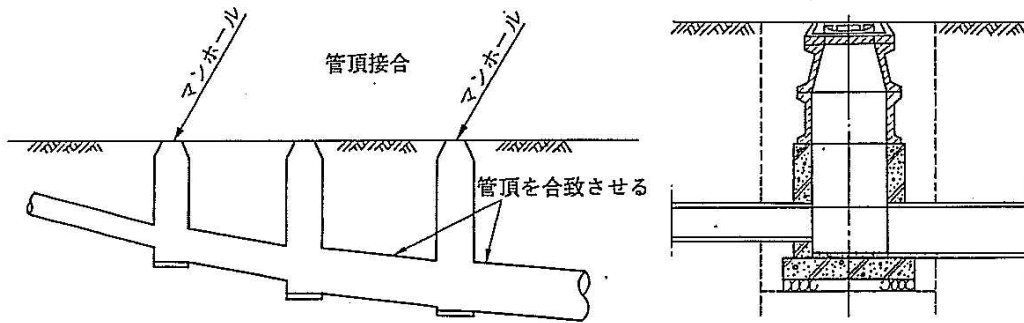
管きよの直線部のマンホール最大間隔は、管きよ径によって表 2.7.1 を標準とする。

表2.7.1 マンホールの管きよ径別最大間隔

管きよ径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,650以上
最大間隔 (m)	75	100	150	200

マンホールの最大間隔は、管きよ径 600 mm以下の場合 75mとあるが、これを 100mまで延長することができる。ただし、ここでいうマンホールは1号人孔以上のことを指し、1号人孔以上と0号人孔若しくは小型人孔との最大間隔は 50mとする。

管渠の接合方法・・・口径が異なる管に流入する場合は、管頂接合とする。



対向する管きよが曲折する場合及び管きよが鋭角で曲折する場合の接合

理想的には2段階で曲折することが望ましい。ただし、道路状況等により上記によりがたい場合には、マンホールの形状及びマンホール内のインバートなどで対掘することも検討しなければならない(図2.5.6参照)。

対向する管きよが合流して曲折する場合

管きよが鋭角で曲折する場合

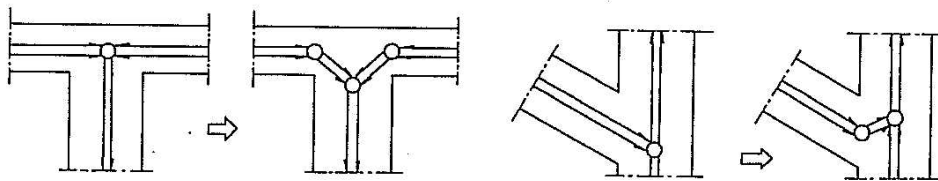


図2.5.6 管きよが曲折する場合

(2) 組立マンホール

1) 組立マンホールの形状別用途は、表2.7.3による。

表2.7.3 組立マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
組立0号マンホール	内径 75cm 円形	小規模な排水又は、起点。他の埋設物の制約等から1号マンホールが設置できない場合
組立1号マンホール	内径 90cm 円形	管の起点及び600mm以下の管の中間点並びに内径400mmまでの管の会合点
組立2号マンホール	内径 120cm 円形	内径900mm以下の管の中間点及び内径500mm以下の管の会合点
組立3号マンホール	内径 150cm 円形	内径1,100mm以下の管の中間点及び内径700mm以下の管の会合点
組立4号マンホール	内径 180cm 円形	内径1,350mm以下の管の中間点及び内径800mm以下の管の会合点

7. 取付管

基本的には硬質塩化ビニル管（薄肉管VU・ゴム輪片受け直管）を使用する。

塩ビ管の基礎は、管下 10cm から管上 10cm まで砂巻立てを行うこととする。管径は、内径 150 mm を標準とする。

勾配は、10.0%以上とし位置は本管の中心線から上方に取り付ける。

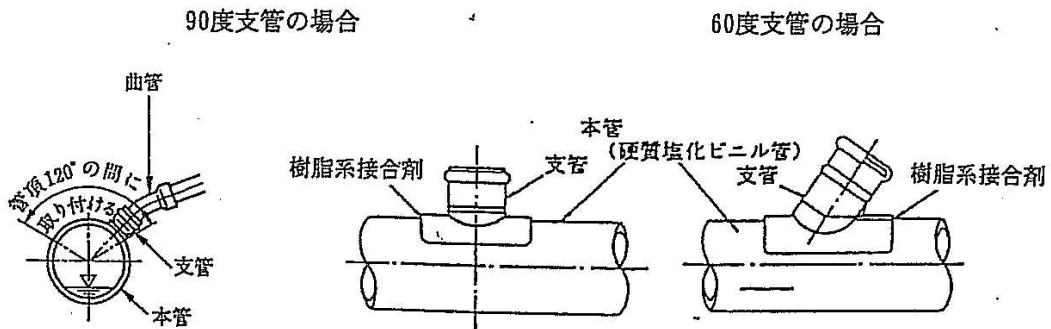


図2.12.19 硬質塩化ビニル管への支管の接合例

8. 汚水ます（第一ます）

設置位置は、道路と民地との境界付近（1.0 以内）で、深さは民地内の配管が施工出来る（10.0%以上）深さ（1.0m程度）を必要とする。

大きさは、内径 200 mm 以上で、塩ビ製の宅内ますが一般的である。ただし、あきらかに車道部となる場合は、車道用ますを使用することが望ましい。

第一ますを施工しない場合は、侵入水を防止するため、止水キャップを施工し、埋め戻し後取付設置標示杭（又は標示ピン）を設置すること。

